

第1回三次市下水道使用料等検討委員会会議録

日 時	令和2年11月25日(水)	自13:30~至15:30
場 所	三次市福祉保健センター ふれあいホール	
出席者	三次市	明賀水道局長、杉原下水道課長、藤田管理係長、 梶野主査、信田主任
	検討委員	前川俊清委員、大谷貞子委員、津村洋委員、 今田忠男委員、今田良造委員、村山朋子委員 雨田佳子委員、日南勝己委員、山岡幸子委員 松重信子委員
	(株)NJS	吉川、黒尾

1 開会

(事務局) 本日は、ご出席いただきありがとうございます。

只今から第1回検討委員会を開会します。

2 委嘱状

(事務局) 検討委員の皆さんへの委嘱状については、皆さんの席の方に置かせていただいております。失礼とは存じますが、コロナ禍の状況にあり、時間を短縮するためです。ご了解ください。

3 市長あいさつ

(事務局) それでは最初に、福岡市長がごあいさつ申し上げます。

(市長) 本日はお忙しいところご出席いただきありがとうございます。また、委員の皆様方には、本委員会の委員を快く受けていただき重ねて感謝いたします。

下水道行政は、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全という目的達成のため、下水道や農業集落排水の普及促進に努めてきました。

市町村合併以前は、各地域の特性に適した処理方式で汚水処理事業を進めてきました。昭和63年より農業集落排水事業に着手し、平成3年に公共下水道事業及び特定環境保全公

共下水道事業，平成13年度には特定地域生活排水処理事業を開始しています。

合併後もこうした事業を引継ぐ形で整備を進め、現在は公共下水道三次処理区以外の事業は施設整備が完了しています。

完成した施設をしっかりと維持管理し、持続可能な環境を整えていくことが重要です。

実は市町村合併以降、統一した基準や考え方で使用料の検討を行ったことがありません。昨年度、三次市が行ってきたすべての汚水処理事業を統合して、公営企業会計に移行したということもあり、ようやくこのタイミングで使用料を見直す条件が整いました。

委員の皆様には、現在の三次市における汚水処理事業の現状をご理解いただく中で、持続可能な下水道事業の安定経営にむけて前向きなご意見をお願いします。そして最終的には適切な料金体系の構築につながるご提言を頂ければと思います。よろしくをお願いします。

4 委員紹介（自己紹介）

（各自自己紹介）

5 委員長及び副委員長の選出

（事務局） 次に、次第の5番委員長と副委員長の選出に移りたいと思います。

三次市下水道使用料等検討委員会設置要綱第6条第2項に「委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める」と定めております。どのように選出していただきましょうか？

（委員） （意見なし）

（事務局） 特にご意見がなければ事務局の方で提案させていただいてよろしいですか？

（委員） お願いします。（承認）

(事務局) それでは、事務局から提案させていただきます。

これまでも豊富な学識経験をお持ちで、こうした会議の代表を数多く務めてこられた前川俊清さんに委員長を、同様に大谷貞子さんに副委員長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか？

(委員) (拍手で承認)

(事務局) ありがとうございます。それでは、前川委員長、大谷副委員長よろしく申し上げます。一言ずつご挨拶をお願いします。

6 委員長及び副委員長あいさつ

(委員長) 失礼します。大役ですが、精一杯努めたいと思います。三次のようないい場所ですね。満足のいく暮らしをしようとする、どうしても環境に配慮しながら、壊さないように、環境を元気に戻しながら暮らしている。そのことで、今いる人も元気になるし、都市部の暮らしで環境に不安を思った人が、「三次なら大丈夫」と思って暮らしやすい場所にしていきたい。その意味で水の後処理はとても重要。皆さんに良いご意見をいただいて、まとめていきたいと思います。よろしく申し上げます。

(副委員長) 大谷です。吉舎町に暮らしています。よろしく申し上げます。

(事務局) ありがとうございます。ここで市長が退席します。

(市長) どうぞよろしく申し上げます。(退席)

7 議事

(事務局) 次第の7議事に入ります。

これ以降は、前川委員長に進行をお願いします。

前川委員長よろしく申し上げます。

(委員長) 最初に、本日の会議について、市民や報道関係者など傍聴の希望者がある場合、これを認めてもよろしいですか？

(委員) 異議なし

(委員長) それでは傍聴を許可することとします。(傍聴者入場)

それでは議事に入ります。1番の「本市下水道（汚水処理）の現状」について、事務局からお願いします。

（事務局）

（「1）検討委員会の設置目的等」から「6）排水設備・排水設備工事 について」までを説明）

（委員長） ここまでの説明で質問や意見はありませんか。

（委員） 単独浄化槽と浄化槽とはなにが違うのか。

（事務局） トイレから出てくる排水のみを処理するのを単独浄化槽、宅内から出る雑排水すべてを処理するのを合併処理浄化槽といいます。

（委員） 雨水等が樋を伝って雨水ますへ流入したものは下水道へは接続されず、側溝へ流れるのか。

（事務局） おっしゃる通り。下水道接続の際は雨水が下水道管へ流入しないように工事を行います。完了検査の際のチェック項目でもあります。

（委員長） 続いて、「7）受益者負担金（分担金）について」から説明をお願いします。

（事務局）

（「7）受益者負担金（分担金）について」から「9）下水道事業会計について」までを説明。）

（委員長） ありがとうございます。ご質問、ご意見等ありませんか。

（委員） 使用料で施設管理費用が賄えなくなったのはいつ頃からなのか。

（事務局） 合併以前から精査したわけではありませんが、合併前の市町村段階から施設管理費用を使用料で賄えた時期はないと認識しています。合併以後も同様です。

（委員） 使用料の徴収率は100%に近い数字なのか。また、なぜ使用料が回収できない事態が起こるのか。

（事務局） 徴収率は現在82~83%程度です。使用料をすべて回収できない理由とは納付書を送付しても支払ってもらえない、催告

書の送付や訪問等で納付のお願いをするが対応してもらえない等、理由は様々です。

(委員) 使用料を支払っていない市民も下水道普及率へ含まれているのか。

(事務局) おっしゃる通りです。

(委員) 上水道の場合は滞納者への給水停止で強制的に使用できなくすることができるが下水道はそのようなことはできないのか。

(事務局) 下水道ではできません。ただ、下水道料金は公的債権であり、所定の手続きを踏めば差押えまで可能です。差押え案件は少なくありません。

(委員長) 他にありませんか。なければ、付属資料の説明をお願いします。

(事務局) (付属資料の説明)

(委員) 水洗化率約 80%程度とのことであるが、残りの 20%の方はどのように処理しているのか。

(事務局) くみ取りや単独浄化槽がほとんどだと思いますが、田畑に肥料として使用する方等もいます。

(委員) 徴収率が 100%になれば施設管理費用が賄えるようになるのか。また、賄えないのであればどの程度使用料金を値上げすれば賄えるようになるのか。

(事務局) 徴収率 100%でもすべてを賄うことはできません。現在の経費回収率が 70%程度なので単純に計算すると約 1.4 倍すれば回収できるのかもしれませんがそういうわけにはいきません。どのように料金を改定していくかをこの委員会で議論し、決定していきたいと思います。

(委員) 先日、下水道の説明会ではどのような話をしたのか。

(事務局) 主には、本日説明しました、「汚水処理適正化構想の見直し」と下水道事業に係るアンケート調査結果に基づく工事の順番の説明、受益者負担金についてです。

(委員長) 説明は非常にわかりやすかった。もし質問がなければ、全体を通して質問等あればおねがいます。

(委員) 三和町の水が来ないところがある。計画はないのか。

(事務局) 今のところ計画を拡張する予定はないので、ボーリング補助を活用いただくことになります。

(事務局) 最後に、改めて課題の整理をします。

(資料 31 ページから説明)

(委員長) 今の説明に対して、ご意見、ご質問をお願いします。

(委員) 井戸水使用者の水量を従量制にする場合、どうやって水量を測るのか。

(事務局) 井戸にメーターをつけて検針を行うことになると思いますが、その点もこの委員会で検討いただくことと考えています。

(委員長) 他にありませんか。なければ、本日の検討委員会を終了したいと思います。事務局にお返しします。

8 閉会

(事務局) 長時間にわたり、ありがとうございました。

次回の第2回について、早めに皆様にご都合を伺い、日程を決めていきます。本日はありがとうございました。